

## 令和 5 年 第 4 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 5 日（水） 午前 9 時 05 分～ 9 時 53 分
2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
3. 出席委員（36 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員
24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員
27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員
30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員
33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員
36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員	

4. 欠席委員（1 人）  
13 番 橋本重吉 委員

### 5. 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

#### 第 2

- 1 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について
- 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 4 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
- 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 6 令和 5 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について
- 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

#### 報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

#### 業務連絡事項

- 1 令和 5 年第 5 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 5 年 5 月 9 日（火）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 5 年 4 月第 4 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、13 番橋本重吉委員から欠席の届けがあっております。また、21 番川崎敏樹委員から遅れる旨連絡があっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 35 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、30 番香月一夫委員、31 番松尾利助委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 60 号 =

議長 それでは、1. 「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題とします。議案番号第 60 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 60 号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

令和 5 年 4 月 1 日付けで農業委員会事務局から〇〇係長が税務課へ、〇〇が生活環境課へ転出をしております。

〇〇係長の後任といたしまして、商工観光課から〇〇係長。係長へ昇任でございます。

また、〇〇の後任として税務課から〇〇でございます。

農業委員会の職員は、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項により農業委員会が任免すると規定されておまして、4 月 3 日に片渕会長から辞令交付を行っていただいております。

詳細は、議案書 1 ページをご覧ください。

それでは一人ずつ、ご挨拶をいたします。

(異動職員の挨拶。挨拶終了後、退場。)

異動については、以上です。

議長　　これで、議案番号第 60 号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は終了いたします。

---

＝議案番号第 61 号＝

議長　　続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 61 号を事務局に説明を求めます。

事務局長　議案書 2 ページ、議案番号第 61 号です。  
権利の種類は所有権移転、贈与です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。  
なお、譲渡人と譲受人の関係につきましては、譲渡人が祖母、譲受人が孫で、同居されており、祖母から孫への贈与というところでございます。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長　　事務局の説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長　　ないようですので採決に入ります。議案番号第 61 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長　　ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 61 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 62 号＝

議長　　続きまして、3.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 62 号、事務局に説明を求めます。

事務局長　議案番号第 62 号です。  
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分について、①大字築切字卯兵エ捌〇〇番につきましては、第 1 種農地、

②〇〇番につきましては、農用地区域内農地でございます。

農地区分の該当事項は、①は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地、②につきましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設で、②は用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

事務局 ○番の〇〇委員が少し遅れるという連絡がっておりますので、事務局より報告いたします。

地元農業委員として 3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用倉庫、農業用資材置場、家庭菜園、駐車場を目的とする申請です。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 62 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 62 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 63 号 ＝

議長 続きまして、4. 「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」議題といたします。議案番号第 63 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案 3 ページ、議案番号第 63 号。農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明いたします。

この案件につきましては、令和元年 10 月の総会で議案第 170 号にて上程承認をされ、進達後、佐賀県から 4 条許可が下りている案件であります。

区分から転用目的は、議案書のとおりです。

変更の事由といたしまして、曳家にて改築工事を行う予定であったものが、今後の家族計画を家族内で再検討されたところ、現在居住している住宅を残しつつ、申請地に新たに新築の一般住宅と家庭菜園を整備される計画に変更されたものでございます。

農地区分は、第 1 種農地、農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

事業内容は事務局から詳しく説明があったように、今住んでいる家を曳家により移動しようという計画だったのですが、新規に建設されるということで、事業計画の変更を申請されております。転用の目的は、以前の許可と同様の一般住宅と家庭菜園の整備であります。

周辺農地への影響もなく、今回の申請はやむを得ないものと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 63 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 63 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 64 号＝

議長 続きまして、5.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 64 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案 4 ページ、議案番号第 64 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることとございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものとございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員が欠席ですので、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 ○○委員がお休みですので事務局より報告をいたします。

地元農業委員として 3 月 27 日に事務局と申請人の代理人の行政書士○○氏と現地確認を行いました。

今回の申請ですが、小規模多機能施設建設、中重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続できるように支援する小規模な居住系サービス施設の建設を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接農地の所有者、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 64 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 64 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 65 号＝

議長 続きまして、6. 議案番号第 65 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 65 号の「農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 13 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 4 ページに相対での設定が 21 件、5 ページから 8 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 40 件、合わせて 61 件の計画が提出されており、賃借権設定が 52 件、使用貸借権設定が 9 件となっています。

区分の内訳として新規が 18 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 19 件ありました。再設定は 24 件でした。

今回の利用権の総面積は 275,278.98㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが 40 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要件を満たすものとして、74 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議いたします。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 65 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。



(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 65 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第 66 号 ～ 議案番号第 76 号 =

議長 続きまして 7. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 66 号から議案番号第 74 号及び農地の借受希望、議案番号第 75 号から議案番号第 76 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 5 ページ。  
まず、農地の売渡し希望でございます。  
議案番号第 66 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、宮田の〇〇氏です。  
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 67 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、西分四号の〇〇氏です。  
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。  
議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 68 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、道目の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 69 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、太原搦の〇〇氏です。

申請理由は、病気で規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案書 6 ページ、議案番号第 70 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、遠江上の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 71 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。

申請理由は、農業をしないための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 72 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

議案番号第 73 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大分県の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案書 7 ページ、議案番号第 74 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、坂田の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、農地の借受希望です。

議案番号第 75 号。

あっせん申出者は、上区の〇〇氏です。

申請理由は、経営規模拡大で、希望の農地は、上区、中区の区域で、1 枚 50a 以上の農地です。作付作目は、米、麦、大豆です。

続きまして、議案番号第 76 号。

あっせん申出者は、新明 2B の〇〇氏です。

申請理由は、経営規模拡大で、希望は、お住まいの新明地区及び妻の実家付近の下区の農地で、条件が良ければ将来的に購入も検討する余地もあるという事です。作付作目は、レンコンです。

以上、議案第 66 号から議案第 76 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 66 号から議案第 76 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 66 号から議案番号第 76 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 まず、議案番号第 66 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 続きまして、議案番号第 67 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 68 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 69 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 70 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 71 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 72 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 73 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 74 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 75 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 76 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 66 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 67 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 68 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 69 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 70 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 71 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 72 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 73 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 74 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 75 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 76 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、議案番号第 66 号は、○○、議案番号第 67 号は○  
○、議案番号第 68 号は○○、議案番号第 69 号は○○、議案番号第 70 号は○○、  
議案番号第 71 号も○○、議案番号第 72 号は○○、議案番号第 73 号は○○、議案  
番号第 74 号は○○、議案番号第 75 号、76 号とも○○でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡  
をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和 5 年 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所…令和 5 年 5 月 9 日 (火) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたしま  
す。

閉会時刻 午前 9 時 53 分